

水質基準項目 基準値

H26年4月より

水道法により供給される水は、次表に掲げる基準(水質基準に関する省令)に適合する必要があります。
 ※原水検査の場合は該当いたしませんので参考値としてご覧ください。

No.	水質基準項目	基準値	No.	水質基準項目	基準値
1	一般細菌	100 /mL以下	27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005 mg/L以下	30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01 mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01 mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01 mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2 mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.05 mg/L以下	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3 mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	35	銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01 mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8 mg/L以下	38	塩化物イオン	200 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0 mg/L以下	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	40	蒸発残留物	500 mg/L以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	43	2-メチルイソボネオール	0.00001 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L以下であること
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	50	色度	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	51	濁度	2度以下
26	臭素酸	0.01 mg/L以下			

(公社) 鹿児島県薬剤師会
試験センター

〒890-8589 鹿児島市与次郎二丁目8番15号
 TEL 099-253-8935 FAX 099-255-2850
 URL: www.minc.ne.jp/kpa-siken E-mail: kagoyaku@po.minc.ne.jp